

『賀茂禰宜神主系図』に見える事件簿
(1) 寛文四年御裁許状による社司七家の成立

山本 宗尚

はじめに

財団法人賀茂縣主同族会が所蔵する国指定重要文化財『賀茂禰宜神主系図』（以下、系図）は、平安期の初代神主在実を起点とし、明治初年度までの父子関係を辿ることができる史料である。一般に、系図は出自の正当性を主張しえない場合、自己を優位とするため事実の改竄や捏造が意図的になされることがあり、史料としての信憑性が乏しいとされる。系図凡例によると、その参考文献は古系図・中古系図（下）致直寄附の系図・十六流一家系図・森家系図・鳥居大路家系図・家々口宣・座席記等々にしてこれらをもって再吟味の上にて編成を遂げたものといひ（賀茂縣主同族会, 1969）、過去の記録が十分吟味されていることが注記され、かつ多数の氏人の監視により自家のみに通用する独善的な記述は許されなかったと考えられるため、信頼のおける史料として位置づけられている（嵯峨井, 2013）。

系図には、それぞれ官職位の叙任日や卒年月日、賞罰等が記載されており、神主に任ぜられた社司の項には、特にそれぞれ在任中の特記事項が記されている。その多くは造営（遷宮）に関する記事であるが、それ以外にも裁判沙汰になった大きな事件がいくつかあり興味深い。

本稿で紹介する七家社司成立過程についての記事は、当時神主であった松下矩久の項に記されているものである。

近世における社司補任制度成立の概略

近世における社司の転任制度は、朝廷・幕府による寛文四年（一六六四）の「社司・氏人和睦被仰付被下置御裁許状」（以下、御裁許状）が基礎となっている。『賀茂注進雜記』に記載された御裁許状の写十三ヶ条のうち、社職補任に関する条文は次のように定められている。

- 一 本社神主・正禰宜・祝・権禰宜・権祝并片岡・貴布禰両社之禰宜・祝者、相傳之社司松下・森・鳥居大路・林・梅辻・富野并今度岡本宮内相加之、以七家可勤之。新宮・太田・若宮・奈良・澤田・氏神六社之禰宜・祝者、氏人十六流之内、社家中相断之上、以相応之人、如先規、傳奏江致言上可任之事。

これによると、本社神主および正・権禰宜・祝の五官と片岡・貴布禰社禰宜・祝の四官を合わせ九官が、松下・森・鳥居大路・林・梅辻・富野および岡本の七家が勤め、新宮社以下の十二官は氏人の中からふさわしい人を選び賀茂伝奏に願い出て補任することとなっている。

そもそも、上賀茂社でこのような争論が起こったきっかけは、十三世紀に後鳥羽院の皇子（後に神主氏久）を神主能久に下され、その後胤が上位の社司に、その他の氏人が下位

表：社司の補職状況。

		明暦1 1655 9.4		明暦2 1656 10.26		明暦3 1657 11.25		万治2 1659 12.22		万治3 1660 12.24		寛文2 1662 8.6		寛文5 1665 12.23	
神主	理久	矩久	→	→	矩久	→	→	→	→	→	→	→	→	→	誠平
正	祢宜	矩久		誠平	→	誠平	→	→	→	→	→	→	→	→	盈久
	祝	重副	→	→	→	重副	→	→	→	→	→	→	→	→	→
権	祢宜	盈久	→	→	→	盈久	→	→	→	→	→	→	→	→	寛久
	祝				重栄	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
片岡	祢宜	誠平	→					寛久	→	→	→	→	→	→	保可
	祝							重次	→	→	→	→	→	→	→
貴布祢	祢宜	寛久	→	→	→	寛久	起久	起久	→	→	→	→	→	→	→
	祝	起久	→	→	→	起久							氏之	順久	
新宮	祢宜												重倚	宣直	
	祝							氏之	→	→	→	→	→	和久	
大田	祢宜							重倚	→	→	→	→	→	保矩	
	祝													有久	
若宮	祢宜							和久	→	→	→	→	→	季周	
	祝							保矩	→	→	→	→	→	枝頭	
奈良	祢宜									有久	→	→	→	清雄	
	祝									季周	→	→	→	成置	
澤田	祢宜									枝頭	→	→	→	氏徳	
	祝									清雄	→	→	→	氏冬	
氏神	祢宜									保可	→	→	→	季村	
	祝												成置		

- 凡例
- : 初補されたことを示す。
 - : 再補されたことを示す。
 - 名前 : 転補されたことを示す。
 - : その職に留まっていることを示す。
 - || : 免職されたことを示す。
 - | : 死去、もしくは死去に伴う辞職を示す。
 - 白ヌキ : 闕職を示す。

に置かれるようになったため、社司と氏人の不和の基になったことまで遡る。これは文明八年（一四七六）に社頭が灰燼となる凄惨な抗争にまで発展し、その後も双方が訴訟を繰り返した後、最終的に寛永四年の御裁許状によって一応の決着を見る。この経緯は文化年間に蔣池直一によって著された『南柯記』に詳しく、これで大概は理解できるのではあるが、本稿では系図に記載された矩久神主の記事部分に着目して詳しくみてみたい。

矩久神主在任中の記事

当時神主であった矩久の項に、和睦に至るまでの経緯が記されている。表に、この時期における社司補任状況を系図から復元した。矩久の項および関連人物の項を現代語訳しながら、御裁許状が出るまでの状況を追ってみたい。

寛文四年（一六六四）は上賀茂社の修理のお願いとして、氏人中の惣代である氏寅・季通・氏任・保可が関東に下っていた。いっぽう社司方の矩久・起久・維久は早馬で下った。

これは、これまで社司・氏人の双方に不平のあったところ、朝廷の御僉議によってすでに氏人側に理のかなった仰せが出ていたので、今度は氏人中の惣代が関東に参るのを幸いにして、さらに幕府側の御裁許に預かろうと訴えていたからであった。

そのそもこのような訴えの起こる起原は、上賀茂社が所有した諸国の神領は、中世の騒乱によってその収入が途絶えており、社司二十一職の預となっている職領もほぼ断絶していたため、社職を務めるものもほとんどいない状態であった。その中でもなお職領を伝来してきた者は三・四人のみであった。これらの先祖は騒乱のあった頃から神前で儀式を欠かすことなく子孫に相伝して、形の如くではあるものの神事を勤めてきた。職領が無く閑職となっている社職については、氏人中に五人の代官を置いて、その職を勤めてきた。その後、職領が無いとはいえ、次第転任の社法が次第に廃れてきたのを嘆いて、社職を勤めたいと申し上げる者もあった。このため、当時社司を勤めていた者は、譜代（代々勤めていた）の職を理由に社職に任ぜられることを拒み、度々訴訟となっていた。

寛永の頃（一六二四～一六四四）、氏人であった重栄は権祝の補職の申請を数十回にもわたり繰り返して、在職の社司と争いを続けていた。これが天皇の耳にも達することになる。勅問や再三の僉議を経て、「賀茂縣主系譜一流は、嫡・庶の差別なく社職・位階に補・叙せられ、次第転任の旧證は紛れ無し」との勅答がなされる。これによって、ついに明暦二年（一六五六）、重栄は氏人ながら権祝に補せられた。いっぽう、六人の社司は面目を失い上表（辞職）に及ぶ。先例に従って、二十八日の小祭、三年正月元日・七日の神事は神主代に保矩、正祢宜代に陽久、正祝代に保可、権祢宜代に保竹と氏人が代官として、権祝の重栄は当職として勤めた。

この上表について、明暦三年（一六五七）一月十九日、賀茂伝奏の葉室頼業は六人の社司を呼び出し、「自今已後参勤無用」を言い渡す。さらに一月二十一日にこの件を天皇に奏聞したところ御聖断を軽んじたとして「逆鱗無限」に触れる。頼業は、翌二十二日に上賀茂社に対し、権祝の重栄を除く社司が閑職となったことを社中が承り、代官を立てて、滞りなく神事を勤めるよう言い渡した。このため、二十一日の燃燈神事から十一月二十三日の賀茂臨時祭まで、氏人が神事を勤めている。十一月二十六日、氏人中の雑掌清章と指副保矩は頼業に召され、昨日上表した社司六人を本職に戻す旨の勅免があったことを伝え、元の職に復帰することとなった。

その後も御聖断によって、万治二年（一六五九）十二月二十二日、閑職となっていた片岡祝に重次を補したのを始め、重倚を大田祢宜に、和久を若宮祢宜に、保矩を若宮祝に補した。万治三年（一六六〇）十二月二十四日には、有久を奈良祢宜に、季周を奈良祝に、枝頭を澤田祢宜に、清雄を澤田祝に、保可を氏神祢宜に補し、さらに寛文二年（一六六二）八月六日、氏之と重倚はそれぞれ貴布祢祝と新宮祢宜に転任、宣直を大田祢宜に、成置を氏神祝に補した。これらはすべて次第転任の制に沿ったものとなっている。

さて、話は最初に戻り寛文四年、江戸に下った件の社司は幕府に訴えを起こす。幕府は氏人・社司双方の申し分を聞いて僉議する。その結果、氏人が社職に就いた事実は明らか

で、同姓の者が差別無く次第転任するという社例も道理があり、勅裁には実があって既に裁判も結審している。ただし、矩久らが申し立てるように、次第転任之事實は数多くあるといっても、氏人が悉く社職に補せられることになれば、我々の先祖が苦勞して勤めてきた功も空しく、これまで永く勤めてきたものはいったい何だったのか、という訴えも理がないとは言えない、として、両者の主張の間をとることを仰せつけられた。

すなわち、従来の社司六家（梅辻・富野・松下・森・鳥居大路・林）に、先祖より將軍家に仕えていたこと、氏人から神主を出すという範を込めて取り立てられた岡本保可家を加えた七家が、五官と片岡・貴布祢の祢宜・祝を勤め、氏人が新宮・大田・若宮・奈良・沢田・氏神社の祢宜・祝を勤めることとした。また、職領がないためにこのような訴えが起こるとして二十一職に対して職領を与え、この件につき御裁許状を出した。これを以て、社職に制限はあるとはいえ、次第転任の姿を失っていないので、幕府の命に従って和睦し、以後は事の大小にかかわらず、社司と氏人が相談して裁判するように命じた。

この御裁許状が出る以前に氏人で貴布祢社以上の社司を務めていた重榮と、万治二年に片岡祝に直補となった重次は、「寛文四年武家御裁許之旨ニ依不転」として一代限りでその職に留まることを認められた。

本件とは関係ないが、重倚は寛文二年十二月八日に新宮祢宜を解却されている。これについては、重倚の項に次のように記されている。放覚院と東光院が本末の訴論に及んだ際、重倚は放覚院の躰であるために関東に召し出された。京都に戻った後、幕府の命に従わず何事も自分の意のままに振る舞った。社家一同は所司代牧野佐渡守に訴え出たため拘束され、賀茂伝奏から内奏を経て職を解かれ、翌三年二月二十八日に、重倚・重田の兄弟は追放となり、屋地は悉く賀茂社に没収となった。

おわりに

この御裁許状に基づいて、近世の賀茂社運営システムが成立する。ただし、これには更に一波乱があり、享保の五家騒動を経て最終的に決着することになる。以降、明治二年に七家の制度が廃止され、二十一職全てが次第転補に復するまで例外なく踏襲された。御裁許状の内容については全文が『賀茂注進雑記』に掲載されている。藤木文雄氏が各条につき解説を付されているので、そちらを参照していただきたい。

参考文献

- 賀茂県主同族会, 1969: 重要文化財賀茂系図説明書. 4pp.
嵯峨井健, 2013: 神仏習合の歴史と儀礼空間, 思文閣出版, 428pp.

該当部分翻刻

- ・適宜句読点を補った。
- ・朱による合点の位置に「を付した。

矩久

矩久神主任中、「寛文四年、於関東、社司・氏人和睦被仰付、被下置御裁許状、其旨趣者、今年為当社御修理之願、氏人中惣代氏寅・季通・氏任并保可等参向于関東。于時社司方矩久・起久・維久等三人駈ヲ遂テ参着ス。右ハ就社職年来、社司・氏人訴論不平之処、朝廷御僉議之上、已ニ氏人理運ニ被仰付之間、今度氏人中惣代関東ニ参向之節ヲ幸トメ、申訴更為預武家之御裁許也。「抑、年来之訴論由テ起ル所ハ、当社諸國之神領、中古乱劇ニカヽリ、可不運送之間、廿一職之職領モ断絶シ、又依之社職自退転ニ及ヘリ。然ルニ猶処分之職領ヲ進退シ来レル者、僅ニ件之社司等三・四人而已也。故、此輩之先祖等、世上騒乱之比ヨリ、神前之儀式無闕如子孫相傳テ、如形執行シ来レリ。其外、職領無キノ闕職ニ於テハ、氏人中ニ五人之代官ヲ立置、其闕職ヲ勤シム。其後、雖無職領タマタマ社法ノ陵夷ヲ嘆シテ、社職ヲ申者アリ（廣久等は也）。然ルニ、當時在職之輩、称譜代職之由拒他人之任職、度々此訴論ニ及ヒ、終ニ「寛永年中ニ至テ、互ノ訴陳達叡聞、勅問及、再三被遂御僉議之処ニ、賀茂縣主者系譜一流而、無嫡庶之差別、被補叙社職位階、次第転任之旧證無分之旨、諸家之勅答有一決。故ニ、御西院御宇、「明暦二年ニ如古例、氏人重榮ヲ權祝ニ補セラレ、其後、「万治二年、重次ヲ片岡祝、氏之ヲ新宮祝（寛文二年転貴布祢祝）、重倚ヲ大田祢宜（寛文二年転新宮祢宜）、和久ヲ若宮祢宜、保矩ヲ同祝ニ被補、弥以可為如古法之旨、既有聖断。依之、「又同三年ニ、有久ヲ奈良祢宜、季周ヲ同祝、枝頭ヲ澤田祢宜、清雄ヲ同祝、保可ヲ氏神祢宜ニ被補。又寛文二年ニ、氏之・重倚転任見上、此外宣直ヲ大田祢宜、成置ヲ氏神祝ニ被補了。然処、「寛文四年、件之社司等、於関東更申訴之間、則互之申分被聞食、有御僉議之処、以氏人被補社職、之旧證顕然。且、同姓一列次第転任之社例分明而、勅裁之趣有実之由、既有御裁判。于時矩久等偏所嘆申者依、次第転任之古格数多之、氏人悉社職ニ補セラレハ、吾輩先祖之勤功モ空ク、近代勤来之社司等永可及、況淪也ト。是亦非無其理トテ、則双方中和ニ被仰付。梅辻（松下神主元久孫、起久）・富野（森神主尚久之三男、寛久）ヲ以テ、松下（矩久）・森（盈久）・鳥居大路（誠平）・林（重副）等ニ加ヘラレ、又、被加岡本宮内（保可者、先祖ヨリ將軍家ニ勤勞アルヲ以御取立ニ預リ加ヘラル。且、氏人中ヨリ転任シテ神主ニ至ルノ龜鏡ヲ明サルト云々）、右七家者本社五官并片岡・貴布祢之祢宜祝ヲ可申也。此外之氏人者、新宮・大田・若宮・奈良・沢田・氏神、已上六社之祢宜・祝ヲ可申也。所詮、無職領及闕職之故ニ此訴論出来ストテ、神主ヨリ氏神祝ニ至マテノ職領ヲ御寄附セラレ、則御裁許状ヲ被下置了。此時、於社職始テ限制ヲ立ラルト雖トモ、次第転任之姿不失、古体故、随武命致和睦、自是一社之事大小ト無ク、社司・氏人以相談所令裁判也。

同（明暦）二年十二廿七、神主矩久・正祢宜誠平・正祝重副・權祢宜盈久・貴布祢宜寛久・同祝起久等六人当職上表。「同廿九日亥剋、奉移卯大明神於社頭。因茲、去廿八日小祭神事・同三年正月元日・七日三ヶ度之神事、任先例氏人參勤（代番之氏人、神主代保矩・正祢宜代陽久・正祝代保可・權祢宜代保竹（各氏人）・權祝重榮、当職也。已上五人參勤）、内陣・外

陣進退作法如例執行之。件社司等上表之旨趣者、氏人重村男重榮、望權祝事為非例之由數十
ヶ度相支処、明曆二年十二月廿六日之御僉議、氏人古來被補社職之事連綿、今何可不被補哉
トテ、重榮被補權祝。因六人社司等失面目所、令上表也。「同キ三年正十九、傳奏頼葉卿、
被招六人之社司等、社職辞表之上者、自今已後參勤無用之由被仰渡云々。「同月廿二日、傳
奏被仰渡于一社云、社司上表之事、昨日經奏聞之処、六人一同致上表之儀、偏輕叡慮之旨逆
鱗無限因、自今已後、權祝一人之外無社司之間社中承知。此旨弥向後之神事、無滯以代官可
相勤也云々。因、昨廿一日燃燈神事・同年十一月廿三日臨時祭等、如例氏人内・外陣之神事
參勤。「同月廿六日、自傳奏被招氏人中雜掌清章・指副保矩二人、上表之社司六人可還補本
職之旨、昨日勅免之間、此旨可存知之由被仰渡。此後、上表之社司等職掌如元。

重倚

同（寛文二）年二十八、禁獄。是就故放覺院・東光院本末之訴論、自關東被召重倚（依為
故放覺院聳也）。然重倚上洛之後、不用武命每事任雅意之間、社家一同申訴所司代牧野佐渡
守殿之故也。因茲勘旧例訴伝奏頼葉卿之処、則被經御内奏、被解却職位。因神前御籍消除了。
同三年十二月廿八日、重倚・重田兄弟被追放、賀茂境内彼屋地等、悉為社納。

保可

寛文五年六月、諸国社寺領御朱印可賜之旨蒙台命、諸社寺之輩參向于江府。于時為当社惣代
保可・季通二人參府。八月八日、登城。一社之御朱印頂戴之。此時、諸方之輩群參。列座之
次第、左方以伊勢祢宜為上座、右方以賀茂輩為上座。同月十七日、又登城。私領御朱印拝領。
其輩、松下矩久、森維久、林重副、岡本保可、岡本氏寅、中大路氏也等也。